

令和 7 年度 入札制度及び運用に関する 意見書

松阪市入札等監視委員会

2026年6月5日

目 次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	2
3. 委員会の開催状況	2
4. 審議事案の総評	3
図 1 建設工事発注の金額・件数の推移	
5. 入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見	4
(1) 落札率の比較	
図 2 最低制限価格を定めない案件を除いた平均落札率の状況	
(2) 総合評価落札方式	
表 1 「松阪市公共下水道事業神道川排水区 神道川雨水幹線管渠工事」の落札結果	
6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見	6
(1) 同日落札制限について	
表 2 同日落札制限により入札無効で入札不調となった事案	
(2) 入札時における技術者の配置条件について	
(3) 労務費ダンピング調査等による担い手確保対策について	
(4) 建設業における週休 2 日制工事	
表 3 令和元年度～7 年度の実績	
(5) インセンティブ型入札	
表 4 令和 7 年度におけるインセンティブ型入札案件	
(6) 物価上昇、賃金上昇に対するスライド条項の適用	
7. むすびに	12

1. はじめに

当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成 19 年度に設置され、毎年、松阪市（以下、「本市」という。）に対し、入札や契約状況などについての監視事項や提言などを取りまとめて市長に意見を具申してきた。

内閣府月例経済報告書（令和 8 年 4 月）によると、日本経済は雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調にあるが、中東情勢の緊迫化や金融市場の変動、米国の通商政策など、先行きの不透明感は拭えない。政府は「責任ある積極財政」を掲げ、物価高対策や危機管理・成長投資を柱とする総合経済対策を迅速に執行し、「強い経済」の構築を目指す方針としている。また、国土交通省が行った価格動向調査（令和 8 年 4 月 28 日）によると、資材・燃料価格は上昇傾向にあり、今後も工事価格を押し上げる要因となる。

そのような中、本市の令和 8 年度予算は、景気回復に伴う市税の増収を見込みつつ、物価高騰や最低賃金引上げによるコスト増に対応するため、過去最大の約 850 億円規模の予算となり、重点プロジェクトや物価高騰対策に注力し、未来を見据えた投資を行う方針である。不透明な世界情勢と国内の物価高騰という二重の逆風がある中、限られたリソースの中で物価対策と将来への投資、そして喫緊の課題である社会資本整備をいかにバランスよく推進していくかが、令和 8 年度の極めて重要な責務となる。特に、公共工事の現場では、資材価格の動向や人材確保といった課題が山積しているが、インフラ老朽化への対応や防災・減災、国土強靱化といった公共事業は、地域住民の安全を守るために不可欠であり、今後も継続的な実施が強く求められる。

上記のような状況を踏まえつつ公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ね、次の通り意見を具申する。

2. 委員名簿

氏 名	職 名 等	備 考
楠井 嘉行	三重大学学長顧問/弁護士/博士（医学）	委員長
伊藤 久美子	三重県私学協会専務理事/博士（法学）	副委員長
鏡 大介	税理士	
古川 万	前三重県建設技術センター常務理事/一級建築士	～R8. 3. 31
真弓 明光	三重県下水道公社理事長	R7. 9. 1～
吉村 厚哉	三重県建設技術センター専務理事/一級建築士	R8. 4. 24～

3. 委員会の開催状況

令和 7 年度の当委員会で監視対象とした案件は 322 件（工事 264 件、委託 48 件、不調 5 件、中止 5 件）で、その内の総合評価落札方式（低入札価格調査制度）による案件 1 件と、落札率が高かった案件や入札参加者の少なかった案件、特殊性のある案件など 71 件を抽出し、入札・契約における公正性、公平性、競争性、透明性や品質確保など慎重に審議を行い、課題の整理を行った。

また、契約金額 1,000 万円以上の随意契約について、契約理由の適正性、価格の妥当性などの審査を実施した。

【令和 7 年度 委員会開催状況】

定例会	開催日	審議内容
臨時会	令和 7 年 4 月 25 日（金）	意見書の作成
臨時会	令和 7 年 5 月 19 日（月）	意見書の作成
第 1 回	令和 7 年 7 月 18 日（金）	令和 6 年度意見書を市長に提出
第 2 回	令和 7 年 7 月 31 日（木）	監視対象件数 67 件、抽出案件 19 件
第 3 回	令和 7 年 10 月 28 日（火）	監視対象件数 105 件、抽出案件 27 件
第 4 回	令和 8 年 1 月 28 日（水）	監視対象件数 113 件、抽出案件 21 件
第 5 回	令和 8 年 3 月 24 日（火）	監視対象件数 37 件、抽出案件 5 件

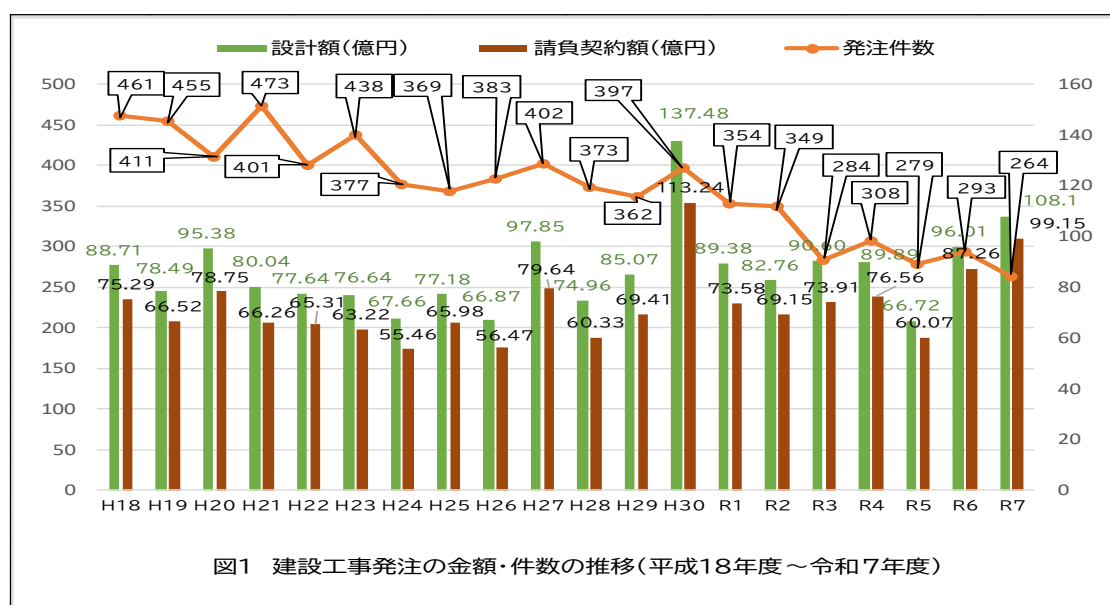
4. 審議事案の総評

本市では、平成 30 年度に合併特例債を活用した大型建築物などの発注が相つぎ、建設工事の設計金額も過去最高額 137 億 4,800 万円となったが、合併特例債活用のピークをすぎ、令和 7 年度は発注件数 264 件、設計金額 108 億 103 万円、請負契約金額 99 億 1,546 万円となった（図 1）。

審議の総評は、次のとおりである。

- （１）例年同様の事案として、入札案件において現場条件や工事の特殊性により参加者が少ない事案や落札率の高かった事案も見受けられたが、原因と対策などの整理がなされており、競争性などについても概ね確保されているものと推察した。
- （２）契約金額 1,000 万円以上の随意契約について、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約の妥当性について審議したところ、改善が必要と判断されるものは見当たらなかったが、継続してその必要性和法的整理、契約金額の妥当性、適正性の確保に努められたい。
- （３）令和 5 年 3 月、入札制度が改正された。建設工事にかかる諸経費率の改正と併せ、特にランダム係数が廃止されたことにより、高く設定されていたランダム係数により、入札価格の高い応札者と契約を余儀なくされる事象が解消されるなど一定の成果があったものと考ええる。

また、入札中止に至る発生原因が全庁的に共有されるとともに、設計積算実務者連絡会議においても発生原因の究明が行われ、各部署においてチェック機能の強化が図られた。その結果、令和 7 年度においても入札中止案件が 5 件発生しているが、令和 6 年度の 15 件に比して減少している。引き続き改善に努め、入札中止の原因の大半である積算誤りなどに十分に注意されたい。



5. 入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見

(1) 落札率の比較

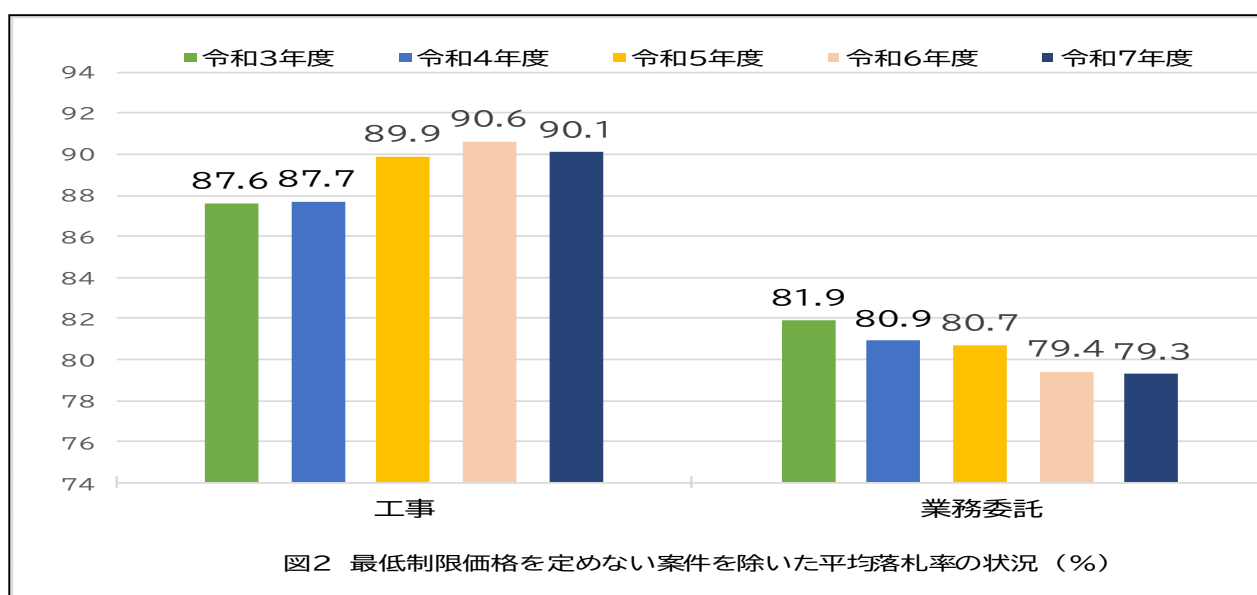
最低制限価格制度は、競争入札における予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする「最低落札の原則」の例外制度として、契約履行の確保のため特に必要がある場合に最低制限価格を設定し、それを下回る価格の者とは契約しないとする制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）である。

本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「公契連」という。）の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されていた。令和4年3月に公契連モデルの経費算出率が改正されたが、本市では令和5年3月に最低制限価格算出率の改正とランダム係数の廃止が行われた。これらによる、当該制度の改正前と改正後の平均落札率を算出し比較した。

図2によるとランダム係数廃止以前の令和4年度を基準とし、令和7年度との比較では、工事は2.4ポイント増（90.1%－87.7%＝2.4ポイント）、業務委託は1.6ポイント減（79.3%－80.9%＝△1.6ポイント）の落札率であった。工事では、諸経費率改正（一般管理費等算出率0.55%→0.68%）と併せ、ランダム係数の廃止により、2.4ポイント上昇し、令和6年度の実績とともに改正の効果が維持されている。一方、業務委託では、毎年わずかであるが低下しているので、今後分析と研究が必要である。

また、公契連の計算式をもとに最低制限価格を算出していることから、引き続き同モデルの改正を注視するとともに、最低制限価格が松阪市契約規則第12条に規定する上限値に拘束される案件が散見されることから、本市の財政状況も踏まえた上で最低制限価格の上限拘束の撤廃等を含めた制度改正の研究を継続していくことが必要であると考える。

なお、三重県においては、令和元年6月より三重県会計規則の特例として三重県建設工事執行規則において最低制限価格の上限拘束を撤廃している。



(2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（工事成績、工事实績、技術提案など）を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。国では、平成 19 年 3 月 30 日付け国土交通省総合政策局長通知において、「各地方公共団体は施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入を速やかに実施すること」としている。本市では、工事实績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用してきたが、令和 6 年度において、「品質マネジメント」、「労働安全衛生管理」、「災害時の事業継続力」、「女性又は若手技術者の配置」、「男女共同参画活動実績」、「障がい者雇用実績」、「若者の採用・育成実績」、「建設キャリアアップシステムの導入」といった評価項目を新設するなどの変更を行った。

令和 7 年度は令和 6 年度に引き続き 1 件のみの実施となり、その入札結果については、令和 6 年度と比べ入札参加者数は減ったものの、「失格基準価格」に並ぶ入札金額で、総合評価値（技術評価点）が最も高い A 社が落札者となった。参加 4 社は昨年度と比べ、いずれも社会貢献度等の評価項目の点数が向上しており、総合評価方式の評価項目の変更が効果的に機能したと考えるが、実施件数が 1 件と少ないことから、制度の的確な検証を行うために、令和 8 年度は複数件の実施を速やかに検討されたい。

表 1 「松阪市公共下水道事業神道川排水区 神道川雨水幹線管渠工事」の落札結果

参加者	入札金額 (円：税抜)	技術評価点 (標準＋加算点)	総合評価値 (技術評価点/入札金額)	落札結果
A 社	214,420,000	122.80	5.72707	落札
B 社	227,694,000	119.30	5.23948	4
C 社	214,420,000	113.30	5.28402	3
D 社	214,420,000	115.10	5.36796	2

※予定価格：249,630,000 円、調査基準価格：227,694,000 円、失格基準価格：214,420,000 円

調査基準価格を下回り、失格基準価格に 3 社（A 社、C 社、D 社）が応札し、標準点 100 点と加算点 30 点満点中加算点の最も高い A 社が、積算内訳書審査基準をクリアし落札者（落札率 85.90%）となった。なお、本表の入札金額については、税抜金額で表している。

6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

(1) 同日落札制限について

同日落札制限は、受注機会の確保を図ることを目的に、同日に開札する契約金額 4,500 万円未満（建築一式工事 9,000 万円未満）の工事における落札件数は 1 業者 1 件とする制度である（業務委託については金額に係わらず全面適用）。

しかし、4,500 万円以上（建築一式工事 9,000 万円以上）の同日落札制限対象外となる工事の開札日が重なった場合、同一業者が落札可能であり、受注機会の均等化の観点から、工事についても金額に関わらず同日落札制限の全面適用について早急に検討されたい。

また、令和 4 年度の意見書でも指摘させていただいたが、入札参加者全てが同日落札制限により入札無効となり入札不調となることがある。その対応として、全入札参加者について同日落札制限対象外とすることにより、入札不調への対応をしている県内自治体があると聞き及んでいるので検討されたい。なお、令和 7 年度に該当事例はないが、参考までに令和 6 年度の事例（表 2）を紹介する。

表 2 同日落札制限により入札無効で入札不調となった事案(令和 6 年度より参考事例)

工事名	入札日	予定価格 (円：税込)	入札参加 者数	同日落札 制限に より無効 とした者
松阪市総合運動公園公園灯整備工事	R6. 9. 19①	34,744,600	4	0
松阪市民病院放送設備改修工事	R6. 9. 19②	27,170,000	2	1
松阪市民病院スピーカー改修工事	R6. 9. 19③	18,469,000	2	2

※松阪市民病院スピーカー改修工事に入札参加していた 2 者がそれぞれ松阪市総合運動公園公園灯整備工事と松阪市民病院放送設備改修工事の落札者となり、入札不調となった。

(2) 入札時における技術者の配置条件について

発注公告の技術者条件として、資格や専任配置を求める場合は、入札参加申請時に「配置予定技術者調書」に記載される技術者は参加申請時に他工事に従事していない必要があり、入札参加申請時から開札時（契約時）まで拘束され、契約に議会の議決が必要となる 1 億 5000 万円以上の工事についてはさらに議会議決までの長期間、拘束されることになる。このため、設計金額が大きく公告期間が長い工事になるほど技術者不足も相まって入札参加者が 1 者もしくは少数者となる案件が散見される。技術者の確認審査時期を事後審査と変更することにより入札参加者の増加、競争性の向上が見込まれる。

なお、三重県では公告時に技術者の配置可否確認時期を定め、事後審査で確認しており、配置可否確認時期については 技術者を求める場合は開札日、技術者を求めない場合は契約日、議会案件では本契約日となっている。三重県や他市町の状況を参考として、本市の技術者の審査時期について検討されたい。

(3) 労務費ダンピング調査等による担い手確保対策について

建設業の担い手確保のため、令和 6 年 6 月 14 日に改正建設業法等が公布、令和 7 年 12 月 12 日に施行された。この改正建設業法では、担い手の処遇改善を目的として労務費の確保等のために、見積書などに労務費、材料費、法定福利費、建設業退職金共済掛金、安全衛生経費を記載することが求められた。三重県は令和 8 年 6 月 1 日以降に公告を行う建設工事について、労務費等を明示した工事費内訳書等の提出を求めることとしている。本市についても担い手確保は喫緊の課題であり、三重県や他市町の状況を参考として、できるだけ早く取り組まれたい。

また、建設業退職金共済制度は令和 3 年 3 月に電子申請方式が導入され、建設キャリアアップシステムとデータ連携ができることとなった。これにより技能労働者等への掛金が確実に充当され、退職金給付が徹底できることとなった。DX 化による業務効率化の観点からも、本市においても電子申請方式に対応するなど早急に取り組まれたい。

(4) 建設業における週休2日制工事

政府は平成29年3月、「働き方改革実行計画」を策定し、建設業については、改正労働基準法施行から5年間の猶予期間を経て、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用された。公共工事の品質確保の促進に関する法律については、令和元年度の改正により、発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が確実に確保されるよう適正工期を設定すること、また、受注者の責務として適正な工期などを定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが定められた。さらに、令和6年の改正により公共工事に従事する者の休日の確保などが定められたところである。

本市においては、令和元年度より週休2日制工事の試行に取り組んでいる。建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組が必要である。当初の取組は、発注者が主導し、対象工事を任意に指定する発注者指定型による「通期の週休2日※1」とするものであった。令和4年度には発注者指定型から受注者の希望により実施する受注者希望型に発注形態を変えながら対象工事を拡大した。令和6年度には、再び発注者指定型とし、災害復旧工事等を除く全ての工事に対象を拡大、さらに土木工事において、より確実に週休2日を取得できるよう「月単位の週休2日※2」の取組を導入し、施工中の工事を除き、すべての対象工事で週休2日制工事を達成した。

令和7年度においては、大きな制度の改正はなかったが、本市は建築工事においても「月単位の週休2日」の取組を導入した。表3は、令和元年度から令和7年度までの実績を示した。

※1：通期の週休2日は、対象期間全体に対する現場閉所の割合が28.5%（4週8休）以上

※2：月単位の週休2日は、対象期間内の月毎の現場閉所の割合が28.5%（4週8休）以上

表3 令和元年度～7年度の実績

発注年度	発注形態	取組	発注件数	達成件数
令和元年度	発注者指定型	通期	1	1
令和2年度	発注者指定型	通期	3	3
令和3年度	発注者指定型	通期	2	2
令和4年度	受注者希望型	通期	10	5
令和5年度	受注者希望型	通期	17	11
令和6年度	発注者指定型	通期、月単位	90※3	89※4
令和7年度	発注者指定型	通期、月単位	92※3	55※4

※3：全工事（維持管理業務を除く。）に占める週休2日制工事の割合は、令和6年度は34.8%（90件/259件）、令和7年度は39.7%（92件/232件）である。

※4：令和8年3月31日時点の達成件数。繰越工事を除き全ての工事で達成している。

令和 7 年度は、92 件の週休 2 日制工事を発注し、前年度より件数はわずかな増加であったが、すべての発注工事に占める週休 2 日制工事の割合は 4.9 ポイント（39.7%-34.8%=4.9 ポイント）増加した。また、受注者の尽力により繰越工事を除く全ての工事（55 件）で週休 2 日制工事を達成し、取組の着実な強化・推進が図られた。こうした努力により、業者の働き方改革への理解が深まり、建設業全体の働き方改革への取組促進にも貢献してきた。さらに、令和 8 年度からは、これまで対象外としていた工期の短い工事についても非常に短いものを除き週休 2 日制工事の対象とし、完全週休 2 日を目指す「週単位の週休 2 日」の取組も導入される。この週休 2 日制工事の試行もいよいよ最終段階に入ったといえるが、建設業にて完全週休 2 日を実践するには、受発注者双方にさらなる努力が必要であると考え。より多くの工事において完全週休 2 日を達成できるよう根気強い取組を推進されたい。

(5) インセンティブ型入札

インセンティブ型入札は、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、優良工事を施工した者、全工種の平均成績点が 85 点以上の者、災害復旧工事を 2 回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とし、平成 29 年度から試行導入している制度である。

毎年 5 件程度の発注を行い、受注者からも好評を得ていた。表 4 は令和 7 年度の実績である。

インセンティブ型入札は、通常の入札よりも落札できる確率が高くなるため、事業者の意欲を高め、その育成・成長にもつながっていく。同制度試行については、状況によってより柔軟に運用するなどより良い方法を先進地の動向も踏まえ研究するなどし、引き続き、インセンティブ型入札による発注件数の増加と市内業者の育成・成長等を期待したい。

なお、これまで土木一式工事の設計金額が低い地域指定型については、各地域での参加可能な事業者数も関係することから、本庁管内のみでの発注となっていたが、地域を限定せずインセンティブ型入札参加資格者全員が参加できるよう配慮することで、地域における参加者の差異が生じないように検討するなどし、インセンティブ型入札をさらに推進されたい。

表 4 令和 7 年度におけるインセンティブ型入札案件

工事名	予定価格 (円：税込)	請負契約額 (円：税込)	入札参加者数
第 7-5 号小阿坂町配水管布設替工事	39,762,800	35,851,200	5
大口築地 1 号線道路修繕工事	5,371,300	4,800,400	3
黒田川原木造線舗装修繕工事	10,095,800	8,990,300	6
松阪市公共下水道事業災害用マンホールトイレ設置工事(その 1)	17,461,400	15,690,400	5
山添上川線道路改良工事(その 2)	9,876,900	8840700	2
小阿坂久米線舗装改良工事	43,044,100	38,680,400	5

(6) 物価上昇、賃金上昇に対するスライド条項の適用

本市発注の建設工事に関して、賃金などの急激な変動に対処し、請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、松阪市建設工事請負契約書第 26 条第 6 項（通称：インフレスライド条項）の運用ルールを定め、平成 26 年 3 月 17 日より適用している。

「インフレスライド」とは、本市では予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときに、発注者または受注者は、請負代金額の変更を請求することができる措置をいう。

また、今般の急激な資材価格変動により、公共工事の積算時点と当初契約時点における設計単価に乖離が生じる場合があり、これに対応するため適用日を定め「特例措置」を行っている。

令和 6 年度及び 7 年度の本市におけるインフレスライド、特例措置実績について、以下の通り確認した。

① 令和 6 年度（令和 5 年度繰越分対象）

インフレスライド対象実績（繰越） 13 件

特例措置対象実績（繰越） 19 件

実績例 松阪市公共下水道事業 三雲第 1-1 処理分区 3 号外污水管渠工事

【契約額】 136,770,700 円 【スライド増額】 641,300 円 【増加率】 0.47%

実績例 5 年災害第 113 号その他市町村道高見線道路災害復旧工事

【契約額】 10,945,000 円 【特例措置増額】 150,700 円 【増加率】 1.38%

② 令和 7 年度（令和 6 年度繰越分対象）

インフレスライド対象実績（繰越） 21 件

特例措置対象実績（繰越） 62 件

実績例 松阪市公共下水道事業 松阪第 1 処理分区 6-1 号外污水管渠及び配水管
布設替工事

【契約額】 238,654,900 円 【スライド増額】 1,200,720 円 【増加率】 0.50%

実績例 112-1 外御麻生園町（田）災害復旧工事

【契約額】 22,770,000 円 【特例措置増額】 304,700 円 【増加率】 1.34%

③ 令和 7 年度（現年完了分対象）

特例措置対象実績 125 件

実績例 準用河川九手川河川改修工事

【契約額】 40,777,000 円 【特例措置増額】 16,500 円 【増加率】 0.04%

インフレスライド、特例措置の実績については年々増加傾向にある。増加率も 1%を超える例もあり、労務費及び材料費の高騰が顕著に表れている。近年の物価高騰への即時対応について評価するとともに、中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等についても注視し、社会・経済情勢に配慮した受注者負担の軽減や解消を図っていただきたい。

7. むすびに

現在、日本社会は自然災害の激甚化、大規模地震への備え、急速な少子高齢化、インフラの老朽化など、時代の転換点ともいえる複数の困難に直面している。加えて、不安定な国際情勢や世界的な物価高騰が経済を圧迫する中、建設業は社会資本の整備を担うだけでなく、災害時には「地域の守り手」として国民生活を支える重要な使命を帯びている。

この重要な役割を次世代へ引き継ぎ、建設業を持続させるためには、労働環境の抜本的な改善が急務である。ICT の活用による生産性の向上や技術継承を進めるとともに、適切な賃金水準の確保、週休 2 日制の推進、DX 化による業務効率化を図り、若手や女性が活躍できる働きやすい業界への転換が求められる。

こうした環境変化に対し、行政が行うべきことの一つは、持続可能な入札・契約制度の確立である。具体的には、物価高騰に柔軟に対応できる適正な単価設定や契約手法の実施が不可欠である。また、受注者に過度な負担を強いることのないよう、発注基準などを継続的に研究し、見直していかなければならない。

本市が入札・契約業務において公正性、公平性、競争性、透明性を担保し、時代の変化に即した制度改善を継続することは、建設業の長時間労働是正や処遇向上に直結し、結果として、深刻な人手不足の解消と若い人材の確保につながる。建設業の発展がひいては本市全体の活性化とさらなる発展を支えることになると期待したい。

